

## 平成31年第2回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 平成31年2月7日(木) 午後1時30分

2 閉会 平成31年2月7日(木) 午後3時32分

3 場所 総合福祉センター 3階大会議室

4 出席または欠席した農業委員

出席 15人

1番 鎌田 布之(会長代理)

2番 小原 弘

3番 秋山 陽太郎(農地担当)

4番 林 眞理

5番 河田 直樹

6番 高杉 通夫

7番 佐野 年昭

8番 能登谷 和正

9番 高田 稔

10番 定井 正雄(会長)

11番 梶谷 範雄

12番 野瀬 秀子

13番 横田 幸則

14番 高谷 均(農政担当)

15番 本行 逸

欠席 なし

5 出席した農地利用最適化推進委員

9人

犬飼 正己 難波 末雄 林 修司 山上 勲 浅野 信之

小西 安彦 小橋 武史 植田 忠晴 黒瀬 昭夫

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 葛原 隆二 次長 前谷 学 主査 国橋 一輝 主事 藤木 あゆみ

7 議事録署名委員

3番委員 4番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第5号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第6号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第7号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第8号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について

議案第9号 農業振興地域整備計画の変更等について

議案第10号 農用地利用集積計画について

報告第6号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第7号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第8号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

## 開会 午後1時30分

(主事)

ご起立願います。

礼。

ご着席願います。

(会長)

皆さん、大変ご苦勞様です。

2月に入りまして、立春も過ぎまして、暖かかったり、寒かったり非常に厳しいところだと思います。お体には、十分気をつけていただければと思います。

委員の皆様方へ、2件ご報告をさせていただきます。

先般、1月の総会において、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について、総社市農業委員会として、行政書士の●●事務所へ慎重に書類作成をするようにと口頭にて注意しました。それを受けまして、●●事務所から、今後、気をつけて書類等を作成する旨の回答がありました。

次に、12月の総会でもお話をさせていただいたのですが、農業委員会委員等の綱紀肅正について報告をさせていただきます。元農業委員が収賄容疑で逮捕、元農業委員及び元事務局職員が農地法違反、ほう助などで逮捕され書類送検されたことであります。

改正農業委員等に関する法律により、農地利用最適化の推進を図ることを目的として、取り組みをしているところであります。加えて11月に施行されました、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律により、農業委員会の重要性が増したこと。農地中間管理機構の5年後の見直しにおいて、農業委員会の役割、権限を明確にすることなど、農業委員会の重要性が増すと共に期待も高まっております。

総社市農業委員会も法律に基づき、粛々と取り組んで行きたいと思っておりますので、よろしくご協力をお願いいたします。

それでは、ただ今より平成31年第2回総社市農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席者は農業委員15人、農地利用最適化推進委員の方には、9人の方へ出席をいただいております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席していることから、本総会は成立していることを報告いたします。

本日の議事日程は、皆様のお手元にお配りいたしております日程表のとおり進めさせていただきますので、ご協力よろしくをお願いいたします。

次に、総会での注意事項について申し上げます。

発言される場合は必ず挙手し、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場

合は必ず許可を得るようにしてください。また、携帯電話は電源を切るかマナーモードにしてくださいようお願いします。

### **【日程第 1 議事録署名委員の指名】**

(会長)

日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第 3 3 条の規定により、3 番委員、4 番委員を指名いたします。

### **【日程第 2 会期の決定】**

(会長)

日程第 2 会期の決定を行います。

本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第 5 条の規定により本日 1 日限りと決定いたします。

### **【日程第 3 付議事件】**

(会長)

日程第 3 付議事件の審議に入ります。

それでは、農地担当の秋山委員よろしく願いいたします。

## 【議案第5号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当)

皆様、ご苦労様です。

それでは、付議事件の審議に入ります。

議案第5号、農地法第3条の規定による農地等の転用許可申請について議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第5号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

### 【受付番号56番】

(農地担当)

本日は、審議の順番を変更いたします。

2ページの56番、久代の案件でございますが、受け人の方が市外の方になることから、この総会に出席していただくようにしています。そのため、56番を最初に審議いたします。

なお、この件につきましては、審議の進め方を次のようにさせていただきます。まず、最初に地元委員から当該農地の現状等について報告をしていただきます。許可に関する意見等については、聞き取り後の審議の中でお願いをいたします。

次に、地元委員から説明後に受け人へ入室していただきます。

まず、私から基本的な事項について説明を求めます。その後に委員の方々から質問等していただければと思います。質疑後に受け人の方は退出していただき、通常の審議に入ります。このような流れで進行しますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、56番、久代の案件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(9番委員)

この件につきましては、1月23日に浅野推進委員と現地の確認を行いました。議案にもありますが、渡し人の方が4人、筆数が9筆、地目は田で7千419平方メートルであります。現状につきましては、一部に野菜等を作付けしていますが、殆どの所が稲刈りをした後の状態で株が残っているような状態です。

受け人の方は、●●●●●●●●●●ということですが、農地を取得してイチゴハウスを建てて営農したいというものであります。

以上です。

(農地担当)

ありがとうございます。

久代地区の推進委員であります、浅野推進委員から何かありましたらお願いをいたします。

(浅野委員)

9番委員の報告のとおりであります。

(農地担当)

それぞれの委員さんのお手元に、事業計画書をお配りしています。裏面に収支計画も記載されております。

なお、この資料は総会終了後に回収をさせていただきます。

それでは、事業計画書について事務局から説明をお願いいたします。

(主査)

●●●●●●●●●●は、平成30年1月に設立された法人であります。

主な栽培作物は、果物を中心とした栽培を行っています。現在のほ場の場所といたしましては、●●市、●●町を中心として果樹などを栽培しております。昨年の12月には、●●市の農地を取得されております。また、グループ企業である、●●●●●●●●●●●●●●●●から労働力を提供してもらう計画になっております。販路先として、グループ会社の●●●●●●●●●●へ販売し、フルーツハウスで直売やネットショッピングで販売を行う計画になっています。

裏面に久代地区の収支計画が載っていますので、ご確認をしていただければと思います。

(農地担当)

それでは、受け人の方へ入室していただいでよろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(農地担当)

お願いいたします。

#### 【受け人 入室】

(農地担当)

本日は、お忙しい中、総会へご出席していただきありがとうございます。

私は、農地担当をしています。

よろしくお願いをいたします。

まず、私から基本的な事項について質問をさせていただきます。

その後に、それぞれの委員からの質問にお答えしていただくようになりますので、よろしくお願いをいたします。

また、この総会は、議事録作成のため録音をさせていただいておりますので、ご了承をお願いいたします。

(受け人)

はい。

(農地担当)

まず、私から質問をさせていただきます。

それぞれの委員の手元に●●●●さんの事業計画書をお配りしています。

会社設立して1年になるのですが、農業の経験等について説明をお願いいたします。

(取締役)

●●●●の取締役をさせていただいております●●と申します。

よろしくお願いいたします。

横にいるのが、農業生産本部の●●といます。

こちらが、イチゴの生産担当をしています、●●といます。

(生産担当)

●●といます。

よろしくお願いいたします。

(取締役)

初めに株式会社●●●●●●と株式会社●●●●の概要について説明をさせていただきます。

株式会社●●●●●●は、岡山に平成16年に操業し、地域に根付いて約15年になります。当初、イチゴの栽培から始めて、観光農園としてスタートしました。また、その時代では画期的な桃狩りを始めさせていただきました。

現在、来場者数は、イチゴのシーズンで2万人、桃のシーズンでは、約3万人で多くの外国人のお客様にも来場していただいております。桃狩りにおいては、岡山で一番の来場者数になっています。岡山の桃は、世界に認められ需要がありますが、桃の生産量は全国で8位です。また、さまざまな理由で安定供給ができていないのが実状です。品質をそのままに生産量を増やすことができれば、地域創生、すなわち岡山をもっと豊かにできると考えています。

それに向けて、生産を中心とした株式会社●●●●を平成30年1月に設立し、12月に●●市の認定農業者を取得いたしました。超高齢化に伴う耕作放棄地や後継者不足による耕作できない農地を有効活用し、岡山を代表するフルーツを拡大していき、農業を通じて若手生産者の雇用、育成を行い、次世代の担い手である農業従事者の充実を図ることで、岡山の地域創生をやっていきたいと思います。そのため、誰もが笑顔で働ける日本一の農園を目指し、そして、岡山を豊かにしていきたいという思いです。

その上で、なぜ、今回、総社に至ったのかを担当から説明をさせます。

(農業生産本部担当)

はじめまして、●●●●の農業生産部の●●と申します。

よろしくお願いいたします。

今回、●●●●として農地を取得する申請をさせていただいております。

●●●●といたしまして、今後の3年間において、●●のような拠点を20拠点に拡大する事業

計画がありまして、約20ヘクタールを目標として、農地取得に動いています。

今回、総社の農地ですが、果樹、果物、お米などがとても有名な農業王国、総社市に魅力を感じていて、気候も温暖で、魅力的な土地で農業を行いたいというのが前提にありました。岡山県の中心ということもありますので、その地で有名な桃作りの方ですとか、ブドウ作りの方もいらっしゃるなかで、しっかり農業をさせていただきたいと思ひまして、総社を選ばさせていただきました。

今回の久代という所なのですが、総社において農地取得を目指したきっかけとなるのが、●●●●●は、●●●●では、農業と福祉の連携をとっておりまして、農福連携というかたちで、農業を展開させていただいております。福祉というところですが、障がいのある方と、一緒に農業をやっていくということなのですが、現在、●●●●でも、障がい者の方、約40人が一般就労に向けて農業をやっていく試みをさせていただいているのです。

今回、就労継続支援A型ということで、倉敷のフィルという会社の倒産ということもありまして、障がい者の方が解雇されたということもありまして、すぐに救済の手を差し延べて、総社において事業所を構えたのですが、そこから農業をやっていくうえで、農地を探していくなかで、総社の南秦のほうに、桃の農地として農地中間管理機構を通じて農地の借り受をさせていただいております。そちらで先行して、農地の開拓をしておりますので、そこから近いほ場ということで、久代を選ばさせていただいた経緯があります。

なぜ、総社かという理由がありましたので、報告をさせていただきます。

ありがとうございます。

(農地担当)

今回、イチゴの生産するための農地取得とありますが、イチゴは●●●●が中心ということですが、イチゴの経営状況、また、久代の農地を取得して経営開始するにあたって、必要である栽培方法等を含めて教えていただければと思います。

(生産担当)

●●●●●のイチゴ生産部の担当をさせていただいております、●●●●と申します。

今回、久代でイチゴの栽培をさせていただきたいと思ひまして、主な栽培方法等につきましては、単純に溶液土耕高設栽培をさせていただきたいと考えています。

現在の●●●●●●●の売上げ等に関しまして、昨シーズンは、売上高が約●●●●万円と仮であります。来客数が、約1万9千人となっています。そのなかでもイチゴの中休み等ありますので、イチゴ狩りができないという状況が、100組ほどあったという状況であります。生産高に関しては、イチゴ狩りがメインのため、どれだけ正確な数値が出せられるか難しかったので、ファームにおいては、約4千500キロの収穫をさせていただきまして、そちらの売り方については、売店で直売所を設けておりまして、そちらで販売させていただいております部分と●●●●●●●におきまして、カフェ、フルーツハウスを展開させていただいております。カフェで、スムージーなどを提供させていただいているのですが、そちらで全てのイチゴを使用させていただいております。

今回の久代では、観光予定というものではなく、主に収穫をするハウスの建設を予定しています。



販路に関しましては、今後、フルーツハウスという拠点を、原宿、大阪にオープンする計画になっています。そちらに出荷していくのと、あと海外にもフルーツハウスは事業展開しておりまして、そちらからも話がありますので、そちらにも展開していく計画になっています。あと、観光農園にあります、直売所に関しても、フルーツの品揃えを多くしたいということから、新しいイチゴの品種の栽培を目指してやっていきたいと思っています。

以上であります。

(農地担当)

イチゴの栽培と今後の計画について説明があつたのですが、実際、農地取得後の最終的な利用計画、時期的なものも含めて説明をお願いします。

(生産担当)

許可がいただければ、盛土を3月末から4月頭にかけて実施したいと考えています。

それが約1ヶ月半から2ヶ月ほどかかりまして、その後、ハウスを建設するのが、計画では9月に間に合うのかというところでもあります。イチゴの栽培においては、定植をする時期になります。その段階で親株などをどうするのかということになってくるのですが、そこに関しては、違うほ場の●●という所で、2万7千株ほど育苗をさせていただいて、そこから総社へ苗を運んで、定植をして、今期は栽培していこうと考えております。

(農地担当)

今回の第3条申請の許可がされれば、その後、第4条の申請が提出されるということでしょうか。

(農業生産本部担当)

今後の計画ですが、第3条の許可後に第4条の申請をさせていただこうと思っております。その後に着工させていただこうと思っています。

(農地担当)

分かりました。

基盤が●●というなかで、実際の栽培において●●市から通作されるのか、総社の事業所という話があつたのですが、総社で別のスタッフが栽培にあたるのか、どのようになりますか。

(生産担当)

久代におきましては、事業所等も設けさせていただく予定になっていますので、こちらに常駐させていただいて、指導員、プラスA型の利用者の20名ほど予定しております。

(農地担当)

常に、総社へ管理する人がいるということですか。

(生産担当)

そのようになります。

(農地担当)

分かりました。

ただ今までの説明等につきまして、委員の方々から何かありましたら質問等をお願いいたします。

(4番委員)

事業計画書には、2018年1月に●●●●●●を設立ということになっていますが、設立以前にはどのような農業との関わりがあったのですか。

(農業生産本部担当)

●●グループとして、●●の地で始まったのが、約16年前になります。元々、建設業から始まりまして、建設業から観光業、そして観光業の一環から、観光農園というかたちで、そこから●●の地で農業が始まりました。そこから、観光農園をやりつつ、福祉もやりつつ、販売もやりつつということになっていましたので、しっかりとした農業の道をつくっていきたいということから、昨年1月に法人を立ち上げたのが●●●●●●になります。

(4番委員)

●●●●●●と●●●●●●●●の経営者は、どのような関係になるのですか。

(農業生産本部担当)

株式会社●●●●●●●●ですが、●●グループの家族が代表を務めております。その息子が、株式会社●●●●●●の代表になります。

(4番委員)

建設会社は、現在も事業をされているのですか。

(農業生産本部担当)

●●市で●●組という会社になるのですが、建設業を行っております。

(4番委員)

分かりました。

(農地担当)

他にありませんか。

(2番委員)

先ほどからの説明等に、福祉との連携で作られていた。別会社として、●●福祉サービスを作られて、今の説明ですと、20人のA型事業所のなかで採用されていかれるということですが、久代については、この20人が自宅から通作されるのか、そのあたりはどのようにになりますか。

(農業生産本部担当)

現在、20人を目指して、総社にて採用活動を行っております。既に8名の方が在籍しております。その方々は、総社市内のいろいろな所に住まわれているので、送迎にて通っていただいております。

(2番委員)

購入面積が約8反なんですけど、8反に10棟のハウスを建てて、反収の数字は、どのような数字なのですか。

(農業生産本部担当)

現在の●●●●●●の反収を基準として、反収を出させていただいております。

(2番委員)

単位はどうなるのですか。

(農業生産本部担当)

キログラムです。

(2番委員)

1反あたりの反収ですね。

(農業生産本部担当)

はい。

(2番委員)

先ほどの話で、8人は決まっているのですが、あとの人は、これからイチゴ作りに対して指導をしていくということですか。

(農業生産本部担当)

そのようになります。

指導をしていって、若手を育てていくという方式をとっていきたいと思っています。

(2番委員)

現在、●●●●●●福祉サービスは、何人いるのですか。

(農業生産本部担当)

福祉サービス全体では、約60名の方が在籍をしています。

●●であったり、●●であったり、総社であったり、今回から建設が始まります●●●であったり、その地で採用していくようになります。

(2番委員)

あくまでも久代の場合は、観光農園ではなく、イチゴ作りに専念するということですか。

(農業生産本部担当)

はい。

●●でもイチゴがまったく足りていない状況であります。

イチゴが収穫できるハウスを建てていきたいと思っています。

(農地担当)

他にありませんか。

(9番委員)

地元で農業委員をしています。

許可があった後のことですが、地域の方で、初めてのことなので心配をされております。地元の方と調整、意見等を聞きながらやっていただきたい。私が心配するところは、大型車が入ると狭い所なので、近くに学校などがあります。そのようなこともありますので、地域の方と相談をしながら

ら、事故等のないようにお願いをします。

(農地担当)

他にありませんか。

(8番委員)

イチゴ担当の方は、●●●●●の社員の方と考えればいいのですか。

(生産担当)

そうです。

(8番委員)

今度、総社へは、あなたが常駐されるということですか。

(生産担当)

私の代わりに、現状、●●●●●●●で働いている●●●●●のスタッフもいますので、そのスタッフを教育しまして、そのスタッフを指導員として、久代でやってもらう計画をしています。

私に関しましては、総社と●●を見ながら、やっていければいいと思っています。

(8番委員)

そうしますと、●●●●●の社員として、●●●●●●との繋がりはどのようになるのですか。

(生産担当)

●●●●●●●は親会社とさせていただいて、●●●●●が今後、イチゴを作って、●●●●●●へ出荷していくというかたちになってきます。

(8番委員)

総社へ常駐されるのは。

(生産担当)

総社へ常駐するスタッフは、現状は●●●●●●●でイチゴの栽培をしているスタッフになります。

(農地担当)

しばらく休憩といたします。

#### 【午後2時8分から午後2時10分まで休憩】

(農地担当)

休憩前に続き、再開いたします。

(8番委員)

●●●●●が土地の取得をするのですから、●●●●●●との関係は詳しく教えていただければと思います。

(農業生産本部担当)

●●●●●●と●●●●●●の関係ですが、グループ会社になります。

農業をしていく法人は、●●●●●●になります。

各地で農業をして、営農をしていくのは、●●●●●●の社員が行っていきます。

そこで収穫された農産物の販路先が、●●●●●●●●になります。

(農地担当)

溶液土耕の高設ですが、水はどのようにになりますか。

(生産担当)

上水を考えております。

ハウス1棟につき使用量が、約1,500リットルになっています。

(農地担当)

既存の水利は使用しないということですか。

(生産担当)

そうなります。

(農地担当)

既存の水利を使用しないとしても、溝掃除等に参加してもらわないといけない。

地域に関連することについては、参加されるということによろしいでしょうか。

(生産担当)

そうです。

私達も、総社の土地を盛り上げていこうと考えておりますので、できる限り地域の方々と盛り上げて、溝掃除などお手伝いをさせていただきたいと思っております。

(農地担当)

他にありませんか。

(浅野委員)

農地法第3条の許可がされた場合、その後の第4条での造成工事時に大型車両が入ってくると思われるのですが、地域の人とトラブルのないようにしていただきたいと思います。

それについては、よろしく願いいたします。

(生産担当)

分かりました。

(農地担当)

他にありませんか。

(4番委員)

就労継続支援のA型事業所ということで、20の方が農作業に従事するのですが、久代での作業量はかなりあるのかなと思うのですが、20人では足りないと思うのですがどのようにになりますか。

(農業生産本部担当)

就労継続支援はA型事業所ということで、1人のサービス管理責任者のもと、30人から50人の配置で考えております。久代地区におきましては、管理責任者1人と指導員、●●●●の農業従事者が1人と考えております。業務委託をしている●●●●●●●●福祉サービスの指導員と支援員の7人から8人、利用者の方が20人になるので、イチゴハウスの拠点で、約25人の配置になると考えております。1棟のハウスで、5人ぐらいの配置が理想と考えております。●●でもそのような方式を行っています。

(4番委員)

今回、計画している規模のハウスは、既に経験をされているということですか。

(農業生産本部担当)

そのようになります。

基本はそう考えておりますが、利用者については、個人差がありますので調整は必要と考えています。

(4番委員)

分かりました。

(農地担当)

他にありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

質問がなければ、●●●●さんへの質問は、終了いたします。

●●●●さん、質問は、これで終了いたします。

以上で退室をしていただくのですが、最後に、●●●●さんから、何かありましたらお願いいたします。

(生産担当)

本日は、ありがとうございました。

総社でイチゴハウスを建てられる許可がいただけましたら、皆様と一緒に総社を盛り上げて、美味しいフルーツを作っていきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

#### 【受け人 退室】

(農地担当)

●●●●からの話を伺いまして、改めて、地元委員からの意見をお願いいたします。

(9番委員)

会社を設立して、1年目ということであります。そのことも地元の地権者へ説明をしています。

地元の人も、続けてもらえるのだろうかと不安なところもあります。やろうという気持ちがあったので、地権者の方も了承されたのだと思います。

久代もほ場整備の話をされておまして、今回の申請場所の東側に広い所があるのですが、市が飛び地で駄目だということで、それがあったから、今回の農地取得という話になったものです。地元としては、地権者も了承しているのだから、継続して作ってもらいたいと思います。

(農地担当)

他にありましたら、お願いいたします。

(4番委員)

ハウスの下は、コンクリートですか、それとも土ですか。

(農地担当)

高設なので、必要最低限度だと思うのですが。

(次長)

事務局としては、現在のところ、全面コンクリート張りとは聞いていません。

(4番委員)

農地法の一部改正があって、全面コンクリート張りについては施行されたのですか。

(次長)

施行されています。

(農地担当)

以前、別件で●●グループの栽培を見たことがあるのですが、高設で全面コンクリート張りではありませんでした。

別会社になって1年ではありますが、イチゴに関しては、かなり本格的にされていると感じました。

(4番委員)

●●●●は、イチゴ、桃、どちらが中心なんでしょうか。

(農地担当)

両方だと思います。

ここで、しばらく休憩いたします。

#### **【午後2時26分から午後2時44分まで休憩】**

(農地担当)

休憩前に続き、再開いたします。

久代の案件につきまして、他にご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

56番の久代の案件を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、56番は許可されました。

#### 【受付番号54番】

(農地担当)

続きまして、54番、北溝手の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(11番委員)

この件につきましては、一番気になったのが、10アールあたりの金額であります。

申請地につきましては、●●●の北側に、現在、申請人が所有している田が8畝ほどあります。東側から入った延長線上の土地が、今回の申請地になります。

申請人へも金額について確認をしたのですが、進入路にしようとする土地の北側が、住宅地になっています。色々なことからこのような金額になったものだと思います。問題なのが●●からの田との高低差が1.5メートルあるのですが、その法面が長くてコンクリートをしていたのですが、入らせてもらえないとのことでありました。私も現地の確認をしていたところ、とある人が、「その法面は●●の土地なので、そこから入ってはいけない。」と言っているのですとのことでありました。高低差があるのと、進入路がないので、申請人はトラクターを持っているのですが、それ以外は知り合いと一緒にしているということをお聞きしました。現地は、耕うんはしていました。水稻は植えていませんでした。

このようなことから、申請地を田への進入路として、今後、水稻を作付けしてもらえれば、何ら問題ないと思います。

よろしく願いいたします。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

54番を許可することにご異議ありませんか。



(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、54番は許可されました。

【受付番号55番】

(農地担当)

続きまして、55番、刑部の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(3番委員)

申請地は、総社小学校から●●●を越えて北へ行く道の途中から、バイパスを工事しているエリアのあたりから●●、●●の部落へ入る道沿いの農地であります。

受け人と渡し人は、親子関係になります。親子とも地元で農業を積極的にされている方でございます。

以上です。

(農地担当)

地元の推進委員であります、山上委員から報告をお願いいたします。

(山上委員)

3番委員からの報告にもありましたように、渡し人と受け人は親子であります。

息子へ所有権移転することにより、農業へより一層、関心を持つようにという思いから今回の申請になったものであります。

受け人も渡し人も農業をされており、地元として、何ら問題はありませんので、よろしく願いをいたします。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

55番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、55番は許可されました。

【受付番号57番】

(農地担当)

続きまして、57番、赤浜の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(6番委員)

1月26日に地元の農地利用最適化推進員の犬飼さんと一緒に現地調査等を行いました。

申請地は、●●●●●●●●●●の南東約400メートルの所です。渡し人が高齢のため今回の申請になったものであります。受け人の方は、地元で農業の実績のある方と聞いており、営農するにあたり問題ないと考えております。

以上であります。

(農地担当)

地元の犬飼委員から報告をお願いいたします。

(犬飼委員)

6番委員と現地等を確認いたしました。

受け人へ話をしましたが、耕作もされており、地元としては特に問題はありません。

よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

57番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、57番は許可されました。

【受付番号58番】

(農地担当)

続きまして、58番、宇山の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(10番委員)

受け人の方は、渡し人の方と一緒に申請地を耕作されておりまして、渡し人が高齢なので、受け人へ購入してもらいたいという話になったものであります。受け人の息子も農業を手伝ってい

ることなどから、引続き農業をしてもらえらると思っております。

以上であります。

(農地担当)

それでは、地元の推進委員であります黒瀬委員から報告をお願いいたします。

(黒瀬委員)

10番委員の報告のとおり、受け人の方が数年前から申請地を耕作されておまして、渡し人へ確認をしたところ、高齢になり耕作できない。後継者もいないので、話をして受け人の方が耕作してくれるということから、今回の申請になったものであります。

受け人は、耕作もされており、地元としては何ら問題ありませんので、よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

58番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、58番は許可されました。

#### 【受付番号59番】

(農地担当)

続きまして、59番、久代の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(9番委員)

この件につきましては、渡し人の方が、高齢であり病弱であることから、以前から、他の方へ耕作をお願いしておりました。この度、受け人の方と話がまとまりまして、地元としては、何ら問題ありませんので、よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

それでは、地元の推進委員であります浅野委員から報告をお願いいたします。

(浅野委員)

地元としては、何ら問題ありませんので、よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

59番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、59番は許可されました。

#### 【受付番号60番】

(農地担当)

続きまして、60番、秦の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(12番委員)

1月30日に小橋推進委員と現地調査を行いました。

申請地は、●●●●さんの農地の●●●●さんの真北にあって、通路もないことから、今まで通らせていただいていたものであります。今回、この申請地の農地を取得したいということから、今回の申請になったものであります。受け人の方は、営農もされており問題はありません。

以上であります。

(農地担当)

それでは、地元の推進委員であります小橋委員から報告をお願いいたします。

(小橋委員)

12番委員の報告のとおりであります。

受け人の農地が北側ということで、進入路がなかったことから、通らせていただいていたということでもあります。その都度、了承を得ていたものであります。

地元としては、何ら問題ありませんので、よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

60番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、60番は許可されました。

**【受付番号61番】**

(農地担当)

続きまして、61番、久代の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(9番委員)

この案件につきましては、渡し人の方、前回は申請があったと思います。

渡し人の方は、高齢で地元にも帰らないということで、農地はいららないということで、今回の受け人の方へ無償で渡すということで申請になったものであります。

地元としては、何ら問題ありませんので、ご審議をお願いいたします。

(農地担当)

それでは、地元の推進委員であります浅野委員から報告をお願いいたします。

(浅野委員)

地元としては、何ら問題ありませんので、よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

61番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、61番は許可されました。

以上で、議案第5号の審議はすべて終了いたしました。

**【議案第6号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】**

(農地担当)

続きまして、議案第6号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

(主査)

【議案第6号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号19番】

(農地担当)

それでは、19番、下原の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(13番委員)

2月5日に会長、伊丹推進委員、犬飼推進委員、事務局職員と私で現地調査を行いました。

下原の件ですが、現地は屋根にブルーシートをしている建物が多くて、復興も道半ばかなと感じました。

申請地の周辺の状況ですが、東が宅地、西が道路と住宅、南が水路、北が水田でありました。

農地転用した場合の周辺への影響ですが、周辺は住宅が建っており、北側水田も大きくなり、周辺農地への影響はないものと思います。

以上であります。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(8番委員)

報告のとおり、宅地や道路に囲まれた中にある申請地になります。北側に農地がありますが、元々は申請地と同じ筆であったものが、現在、田として残っているものであります。

所有者へ確認をしたところ、昭和30年代に土地の一部を埋め立てて農業用倉庫を建てたということであり、現在の所有者は、次の代の方になっております。

昭和30年代に土地の一部を埋め立てということですが、周囲の農地は、申請人の所有する農地が残っているだけであります。田として耕作はされていますが、用水、排水等につきましても問題ありません。日照等ですが、倉庫が建っていますが南側寄りに建っているので、支障はないものと考えております。土砂等の流出につきましては、境にコンクリートブロック擁壁を設置することから問題ありません。過去に許可を得ないまま農業用倉庫を建てたものでありますが、周辺農地への影響は特になく、ないものと考えます。

以上であります。

(農地担当)

地元推進委員であります、小西委員から、何かありましたらお願いいたします。

(小西委員)

8番委員の報告のとおりであります。

地元としては、何ら問題ありません。

(農地担当)

それでは、事務局から補足をお願いいたします。

(主査)

報告のあったとおり、既に農業用倉庫が建っております。

今回の申請ですが、昨年の豪雨災害で調べたところ、手続きができていないことが分かったものであります。始末書も提出されております。

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件に該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

19番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、19番は許可されました。

#### 【受付番号20番】

(農地担当)

それでは、20番、楨谷の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(13番委員)

この件につきましては、個人墓地とその通路を目的としたものであります。

現地は、小高い所にありまして、田と民家が点在するような所であります。  
東が畑、西が田、南が道路、北が畑であります。  
農地転用した場合への周辺農地への影響ですが、ないものと考えます。  
以上です。

(農地担当)

それでは、事務局から補足をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件に該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

20番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、20番は許可されました。

以上で、議案第6号の審議はすべて終了いたしました。

### **【議案第7号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】**

(農地担当)

次に、議案第7号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

(主査)



【議案第7号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号61番】

(農地担当)

それでは、61番、東阿曾の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(13番委員)

周辺の状況といたしましては、東が田、西は道路、南は畦道、北は田であります。

以上のことから、周辺農地への影響はないものと思われま

す。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(4番委員)

申請地は、以前に4分筆をされた区画になっておりまして、そのうち2筆については、既に農地転用がされております。今回、3番目の転用申請がなされているのですが、申請については特に問題ないと林推進委員から聞いております。

(農地担当)

それでは、この地区担当の農地利用最適化推進委員の林委員からお願いいたします。

(林委員)

4番委員から説明のあったとおり、東が田、西が道路、南が農道、畦道、北が田であります。

用水につきましては、分断もなく問題ありません。排水も3ヶ所目、2つのものを見ましたが、計画どおり施工されており問題ありません。日照、通風、土砂の流出についても問題ありません。総合判断としましては、地元としては問題ないということで確認をしています。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件に該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

61番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、61番は許可されました。

#### 【受付番号62番】

(農地担当)

続きまして、62番、宿の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(13番委員)

周辺の状況といたしまして、東側が田畑、西側が田、申請地の残りになります。南側は水路、道路、北側が畑です。

以上のことから、周辺農地への影響はないものと考えます。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(14番委員)

現地調査の位置関係についてであります。西側が道路になろうかと思えます。

受け人と渡し人は、他人であります。

申請地は、周りが宅地に囲まれた所にあります一画になります。東側は田なのですが、西側が水路を隔てた市道、南側が畑、北が残った農地になります。

用水に関しましては、周辺の田畑には別の水路があります。北側の残った農地に関しましては、西側水路から取水できます。排水につきましては、雨水は柵を設けて西側水路へ、家庭排水につきましては下水道へ流す計画であります。日照、通風に関しましても問題ありません。土砂の流出はブロックで流出を防ぐ計画になっていきます。

農地転用することによる、周辺農地への影響はないものと考えています。

以上であります。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件に該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

62番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、62番は許可されました。

#### 【受付番号63番】

(農地担当)

続きまして、63番、井手の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(13番委員)

この件につきましては、東側が宅地、西側が道路と宅地、南、北側も宅地になっていました。以上のことから、農地への影響はないものと考えます。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(3番委員)

申請農地ですが、現地は13番委員の報告のとおりであります。

申請地は延の新田の北の入口、●●●●●●●●の付近になります。

詳しくは、難波推進委員に調査をしていただいております。

(農地担当)

難波推進委員をお願いいたします。

(難波委員)

現地調査の報告のとおりでありまして、隣接する農地はなく、全て宅地になります。

隣接する宅地も、3、4年で同様の農地転用許可がされており、地元としては、何ら問題ありませんので、よろしく願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ha未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

63番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、63番は許可されました。

#### 【受付番号60番】

(農地担当)

続きまして、60番、日羽の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(13番委員)

周辺の状況ですが、東側が田、西側が道路、南側が道路と水路、北側は田になっております。

進入路ということで、影響はないものと思います。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(10番委員)

現在の状況では、大型のトラクターやコンバインが入れないので、受け人が申請をしたものです。

現在の道路では細くて入れないということでもあります。この奥には、受け人が所有する田が4枚あることなどから、必要であると判断をしています。

以上です。

(農地担当)

それでは、この地区担当の農地利用最適化推進委員の植田委員からお願いいたします。

(植田委員)

添付している地図を見ていただければと思います。

受け人の土地が、●●●番●、●●●番、●●●番●、●●●番●があります。貸し手の田が、●●●番●であります。受け人が、この田で農作業するにあたり、農機具を入れるのに不自由をしているということから、貸し手に話をしたところ、今回の申請になったものであります。

現地調査の報告にもありましたように、用水、排水、日照、通風等に関しては、問題ないと思います。土砂の流出につきましては、拡幅部分をセメントで田に土砂が入らないように施工することから問題ありません。

以上であります。

ご審議の程、お願いをいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項により総社市が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地ということで、農用地になります。

例外許可規定ではありますが、農業用施設に該当します。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(11番委員)

この申請は、農業用施設になるのですか。

(農地担当)

事務局、お願いいたします。

(主査)

農地への進入路、道路になります。

農地法では、適用除外の特例が設けられています。自己の農地の保全又は利用上必要な施設であります。具体的な例といたしまして、自らの耕作の事業のための道路、用排水路、土留工、防風林

等の施設に転用するときは、許可を要さないこととされています。しかし、今回の場合は、他人の農地を進入路にするということなので、農地法第5条の申請に該当します。

(農地担当)

他にありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

60番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、60番は許可されました。

以上で、議案第7号の審議はすべて終了いたしました。

### **【議案第8号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について】**

(農地担当)

次に、議案第8号、総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について議題とします。

事務局より、説明をお願いいたします。

(主査)

**【議案第8号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について朗読】**

### **【受付番号8番】**

(農地担当)

それでは、8番、日羽の件につきまして、最適化推進委員の植田委員に確認をしていただいております。

(植田委員)

この件につきましては、前回、総会で説明をさせていただいたのですが、用水路、道ともまったく使用されていない状況であります。

用途廃止をしても営農上支障はないと思います。

以上であります。

(10番委員)

植田委員の報告のとおり、問題はないと思います。

(農地担当)

この件につきまして、何か質問等ありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、8番の件について、農業委員会として営農上支障はないということで回答してよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしということで、8番については、営農上支障はないということで回答します。

#### 【受付番号9番】

(農地担当)

次に、9番、真壁の件につきまして、5番委員に確認をさせていただいております。

(5番委員)

申請地は、真壁の●●●●の北側になります。

●●●●の駐車場の一面にあります。

昔の道路のなごりかと思えます。

現在、道路としての機能は有していません。営農上支障はないものと思えます。

(農地担当)

この件につきまして、何か質問等ありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、9番の件について、農業委員会として営農上支障はないということで回答してよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしということで、9番については、営農上支障はないということで回答します。

### 【議案第9号 農業振興地域整備計画の変更等について】

(農地担当)

続きまして、議案第9号 農業振興地域整備計画の変更等について議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

(主査)

#### 【議案第9号 農業振興地域整備計画の変更等について朗読】

平成30年下期分の農業振興地域の除外について、総社市から農業委員会に対しまして意見を求められております。

今回は、総社地区が1件、山手地区が2件、清音地区が2件提出されています。内容につきましては、事前に配布いたしております資料をご確認ください。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、市町村整備計画の推進に必要な農地の流動化等農地の利用関係の調整、集団化等構造政策の推進といった施策が適切に行われるよう意見を聴くものとなっております。

また、同施行規則第4条の4第1項第27号イの規定により、地域の農業の振興に関する計画に係る農用地等以外に供される土地についても意見を求められています。具体的には、岡山南部灌漑排水事業の受益地となっている農地で、今回は、山手の1番、2番、清音の2番が該当になります。これらにつきましては、区域内の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進を図る観点から、支障の有無について農業委員会として意見を述べるものであります。

なお、各種法令による農地転用の許可見込みにつきまして、総社市から意見を求められましたが、全て許可見込みがありという回答をしております。

以上であります。

(農地担当)

事務局から説明がありました5件につきまして、先日、運営委員会委員で現地の確認を行っております。また、今月の26日に農業振興地域整備計画の変更についての会議に出席するようになっております。

今回の5件につきまして、ご質疑、ご意見がありましたらお願いいたします。

(農地担当)



地元委員さん等から、何かありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、お諮りいたします。

議案第9号、農業振興地域整備計画の変更等については、農業委員会として問題ないということ  
でよろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(農地担当)

それでは、農業委員会として問題ないということで回答をいたします。

### 【議案第10号 農用地利用集積計画について】

(農地担当)

続きまして、議案第10号、農用地利用集積計画について議題とします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第10号 農用地利用集積計画について朗読】

(農地担当)

今回の集積計画につきましては、岡山県農林漁業担い手育成財団から担い手へ所有権を移転する  
ものであります。所有権の移転時期等につきましては、議案に記載されているとおりであります。

それでは、この件につきまして、何か質問等ありましたらお願いいたします。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決をさせていただきます。

議案第10号の農用地利用集積計画につきましては、議案のとおり決定するという  
ことよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしということで、決定されました。

(農地担当)

次に、報告事項に入ります。

**【報告第6号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】**

(農地担当)

報告第6号、農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について、事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第6号 報告書について朗読】

**【報告第7号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】**

(農地担当)

次に、報告第7号、農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第7号 報告書について朗読】

**【報告第8号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】**

(農地担当)

次に、報告第8号、農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第8号 報告書について朗読】

**【報告事項】**

(農地担当)

25ページ以降は、その他報告事項となっていますのでお目通しください。

以上ですが、本日、許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付するものいたします。

開発許可が必要なものにつきましては、同時許可とし許可書を交付することいたします。

本日の許可件数は、第3条関係が8件、第4条関係も2件、第5条関係が4件でありました。

また、総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見については、営農上支障なし。農業振興地域整備計画の変更等については、農業委員会として問題ない。農用地利用集積計画については、原案のとおり決定いたしました。

ご協力ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。

以上で、日程第3の付議事件についてすべて終了いたします。

#### 【日程第4 その他】

(会長)

次に、日程第4のその他に入ります。

委員の皆様から、その他として報告等ありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(会長)

なければ、事務局から事務連絡をお願いいたします。

#### 【事務連絡】

(主事)

【現地調査日時等について】

【総会日時等について】

(会長)

それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いします。

(会長代理)

最初の審議が長くなり、お疲れだろうと思います。

2月に入りましたけれど、厳しい寒さは1ヶ月ぐらい続くかと思います。

風邪などをひかないようにお体に気を付けて、農作業等に励んでいただきたいと思います。

本日は、ご苦勞様でした。

**閉会 午後3時32分**